

伊勢原市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金  
支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領（平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達するために、市によって贈与される未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる給付金が支給される者をいう。

(給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、17,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 給付金の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から5か月とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記2の規定に基づき、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書（請求書）（第1号様式。以下「申請書」という。）により申請を行わなければならない。

- 2 申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送申請方式 申請書を郵送により提出し、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請方式 申請書を市の窓口に提出し、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - (3) 窓口現金受領方式 申請書を市の窓口において提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
  - 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が、別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行うものとする。
  - 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。  
(代理による申請)
- 第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。
- (1) 申請者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 申請者の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計を同じくしている者
  - (3) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権の付与がなされた補助人をいう。）
  - (4) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの
- (支給の決定)
- 第7条 市長は、第5条第1項に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給を決定したときは、当該支給対象者に対し給付金を支給するものとする。
- 2 支給決定に際しては、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。  
(給付金の支給等に関する周知)
- 第8条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。  
(支給の却下)
- 第9条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を審査した結果、給付金の支給が不相当であると決定したときは、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。  
(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が第8条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和元年5月1日告示第2号)

この告示は、公表の日から施行する。

別記（第2条関係、第5条関係）

1 支給対象者

- (1) 給付金は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻したことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父又は母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されてる場合には、この限りでない。

(1)に規定する者が死亡した場合（この(2)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡して場合を含む。）	基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者
--	---------------------------

2 支給の申請

- (1) 市から令和元年11月の児童扶養手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行わなければならない。
- (2) 国から令和元年11月の児童扶養手当を支給される者であって、市が基準日における住所地であるものは、市に対して支給の申請を行わなければならない。

1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

# 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分の児童扶養手当支給等(見込み)市区町村

伊勢原市長 殿

市受付印

## 1. 申請・請求者

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

\* 記名押印に代えて署名することができます。

証書番号

※裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。

## 2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

C 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

## 申請取下げ書

記入日 年 月 日

市受付印

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名
Ⓜ

\* 記名押印に代えて署名することができます。

※基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

(1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。

(2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

## 【誓約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。  
(支給要件)
  - ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
  - ②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
  - ③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

## 支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

## 申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

## 振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分の児童扶養手当支給等市区町村

伊勢原市長 殿

市受付印

## 1. 申請・請求者

		記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所		
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ( )		

\* 記名押印に代えて署名することができます。

証書番号

※裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。

## 2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

 A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。) B 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。 C 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

(裏面も必ず確認してください。)

## 【誓約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。  
(支給要件)
  - ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
  - ②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
  - ③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

### 支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

### 申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

### 振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

第2号様式（第7条関係）

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金  
支給決定通知書

\_\_\_\_\_ 様

年 月 日付けで提出のありました未婚の児童扶養手当受給者  
に対する臨時・特別給付金申請書の内容を審査しました結果、次のとおり支給  
を決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 給付決定額 \_\_\_\_\_円
- 2 支給予定日 年 月 日（ ）
- 3 支給方法 指定口座への振込  
（申請書「2. 受取方法」に記入された振込金融機関）

この通知書は、給付が完了するまで大切に保管してください。

※振込口座情報記載の不備による振込不能の場合は、本通知が届いても振り込まれない場合  
があります。

（事務担当は、 \_\_\_\_\_ ）

第3号様式（第10条関係）

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金  
支給却下通知書

\_\_\_\_\_ 様

年 月 日付けで提出のありました未婚の児童扶養手当受給者  
に対する臨時・特別給付金申請書の内容を審査しました結果、次の理由により  
支給を却下しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 却下理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（事務担当は、 \_\_\_\_\_ ）